

## 九州森林学会会則

平成 23 年 10 月 28 日

最終改正 令和 5 年 10 月 20 日

第 1 条 本会は九州森林学会（The Kyushu Forestry Society）と称する。本会の所在地は会長の所属する機関の所在地とし、事務局は会長の所属する機関内に置く。

第 2 条 本会は九州地域における森林・林業に関する科学および技術の進歩と普及を図り、併せて会員相互の交流と親睦を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 講演会，研究発表会，見学，視察などの開催
- (2) 調査・研究成果の出版
- (3) 会員の表彰
- (4) その他，会の目的を達成するために必要な事業

第 3 条 本会は会の目的に賛同する次のもので組織する。

- (1) 正会員：所定の会費（年 4,000 円）を納めたもの
- (2) 学生会員：所定の会費（年 2,000 円）を納めたもの
- (3) 賛助会員：寄付金 10,000 円以上を納めたうえで，所定の会費（年 5,000 円）を納めたもの

第 4 条 本会の経費は会費，寄付金，その他の収入で支弁する。

第 5 条 本会の会計年度は原則として毎年 4 月 1 日に始まり，翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 6 条 本会はある程度まとまった会員数のある職域に分会を置く。分会ごとに事務担当者を置き，事務担当者は分会での会費徴収などの事務を担当する。

第 7 条 本会には会長 1 名，副会長 1 名，理事（庶務，会計，編集，表彰，ウェブサイトなどを担当）各 1 名，幹事 30 名以内，監事 2 名の役員を置き，総会で定める。その他の役員として主事を若干名おくことができるものとし，各担当理事が会員の中から指名し，理事会の承認を得て会長が委嘱する。役員の任期は 2 年とし，重任を妨げない。ただし，会長および副会長の任期は引き続き 4 年を超えてはならない。

第 8 条 会長は会務を統括し，本会を代表する。副会長は会長を補佐し，会長に支障がある場合に職務を代行する。理事は会務に関する各担当事項を執行する。主事は理事の職務を補佐する。幹事は各職域を代表する。監事は会計及び会務の執行状況を監査する。

第 9 条 本会に顧問若干名を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

第 10 条 会議は理事会、役員会、総会とする。

第 11 条 理事会は，会長，副会長，理事，主事をもって構成し，会長がこれを招集する。

第 12 条 役員会は，役員および顧問をもって構成し，会長がこれを招集する。

第 13 条 総会は年 1 回開催するものとする。ただし，必要な場合は臨時に開催することができる。次の事項は総会の議決を要する。

(1) 予算及び決算

(2) 役員を選出

(3) 会則の変更

(ただし、会則の変更においては、出席会員の 3 分の 2 以上の同意を要するものとする)

第 14 条 本会に編集委員会および表彰委員会を常置する。このほか、会長が特に必要と認めた場合は役員会の承認を得た上で特別委員会を組織できるものとする。

第 15 条 本会は毎年 1 回大会を開催し、研究発表会などを行う。大会を開催するにあたっては、大会運営委員会を組織する。

#### 附則

本会の設立年月日は前身団体である日本森林学会九州支部が解散した翌日の平成 23 年 11 月 1 日とする。

(平成 23 年 10 月 28 日 制定)

(平成 26 年 10 月 24 日 改正)

(平成 28 年 11 月 4 日 改正)

(平成 29 年 10 月 27 日 改正)

(令和元年 10 月 25 日 改正)

(令和 5 年 10 月 20 日 最終改正)